

令和 7 年

第 3 回 忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

令和 7 年 9 月 5 日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和7年9月5日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は全員でありますので、会議は成立をしております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長（前川 和也議長）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南議会事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第3回忠岡町議会定例会議事日程（3日目）について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第4号 | 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第2 | 議案第41号 | 令和6年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第3 | 議案第42号 | 物品購入契約締結について
(車両一体型給水タンク車等購入(その2)) |
| 日程第4 | 議案第43号 | 物品購入契約締結について
(循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド購入) |
| 日程第5 | 議案第44号 | 物品購入契約締結について(防災資機材購入) |
| 日程第6 | 議案第45号 | 忠岡町下水道条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第46号 | 令和7年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第8 | 議案第47号 | 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第9 | 議案第48号 | 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 令和7年度忠岡町下水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 認定第1号 | 令和6年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定に |

ついて

日程第13 認定第 2 号 令和6年度忠岡町下水道事業決算認定について
以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

日程第1、報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを、議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

報告第4号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率4指標の状況と公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

令和6年度は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに実質収支が黒字であったため、算定上マイナス数値となることから、公表上はバー表示となっております。

次に、実質公債費比率については、標準税収入額及び普通交付税が増となったことなどにより、標準財政規模が大きくなったため、前年度に比し0.6%減の5.0%となりました。

次に、将来負担比率については、実質公債費比率と同様、標準財政規模が大きくなったことや地方債の返済を着実に実行していることなどから、前年度に比し10.5%減の7.5%となりました。

最後に、資金不足比率については、算定対象は下水道事業会計のみとなりますが、資金不足が生じておりませんので、公表上はバー表示となっております。

以上、本町の財政につきましては、これらの指標において、全て早期健全化基準を超えていないことをご報告させていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

報告は以上のとおりです。

この件についてご質疑をお受けいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第４号 令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

議長（前川 和也議長）

日程第２、議案第４１号 令和６年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第４１号、令和６年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和６年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金２億３，８５２万３，７１６円のうち、２，８９７万８，２６４円を減債積立金に積立てし、減債積立金の取崩し額６，９３６万６，４８１円を資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第４１号 令和６年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第３、議案第４２号 物品購入契約締結について（車両一体型給水タンク車両等購入（その２））を、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第４２号、物品購入契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、避難所環境改善整備事業として、車両一体型給水タンク車及び設置型組立式給水タンクを購入するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、川崎機工株式会社と物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

７番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

７番（森野 良一議員）

立花公室長にちょっとお伺いいたします。

この給水車の購入はどのような財源を活用されるのかと、また購入後は保険や車検、燃料費などというメンテナンス費用ですね、がかかってきますけれども、これの運用経費についてはどうなりますか。ご答弁お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花町長公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

給水車と給水タンクの購入財源につきましては、２分の１の補助がある新しい地方経済生活環境創生交付金の国庫補助金を活用し、また残りは、給水車においては元利償還金の５割を普通交付税で、給水タンクにおいては８割を特別交付税で措置される補正予算債を活用します。また、残りの部分についても、水道企業団と協定を締結し負担していただくこととなりますので、購入に際し本町の負担はございません。

また、購入後の車検や燃料費など運用経費につきましても水道企業団のほうで負担していただくこと、また災害時には企業団職員が給水車を運転し給水活動を行っていただくこ

となど、協定を締結いたしましたので、よろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ありがとうございました。こういう給水車の購入方法というのは、これは一般的な購入方法でなるのでしょうか。それもちよっとすみません、お答えをお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本来ではですね、本町の負担については、本町で負担するということになります。ですので、企業団のほうに協力していただいて負担していただくということになっております。よろしくお願いします。

議長（前川 和也議長）

他に、いかがでございましょうか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、議案第４２号 物品購入契約締結について（車両一体型給水タンク車両等購入（その２））を、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

次、日程第４、議案第４３号 物品購入契約締結について（循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド購入）を、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第４３号、物品購入契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、避難所環境改善整備事業として、循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンドを購入するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、株式会社ミヨシと物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第４３号 物品購入契約締結について（循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド購入）は、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第５、議案第４４号 物品購入契約締結について（防災資機材購入）を、議題とい

たします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第４４号、物品購入契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、避難所環境改善整備事業として防災資機材を購入するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、株式会社ミヨシと物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第４４号 物品購入契約締結について（防災資機材購入）は、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第６、議案第４５号 忠岡町下水道条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第４５号、忠岡町下水道条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、災害その他非常の場合において町長が必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定排水設備工事業者に排水設備等の工事を行わせることができる旨の改正を行うものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第４５号 忠岡町下水道条例の一部改正については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第７、議案第４６号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第４６号、令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は２億３，２６５万円の追加で、これを補正することにより、予算総額は８５億５，１１９万１，０００円となります。

歳入につきましては、第１０款 地方交付税で、普通交付税の計上であります。第１４款 国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の計上、障害者総合支援事業費補助金の計上、年金生活者支援事務交付金の計上であります。第１８款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上であります。第１９款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。第２０款 諸収入で、介護保険特別会計繰出金精算返還金の計上、低所得者保険料軽減負担金（国過年度分）の計上、低所得者保険料軽減負担金（府過年度分）の計上、町社協補助金精算返還金の計上、更生医療費負担金（府過年度分）の計上、障害者医療負担金（国過年度分）の計上であります。第２１款 町債で、庁舎等整備事業債の計上であります。

歳出につきましては、第２款 総務費で、財政調整基金積立金の計上、総合行政システム（障害福祉）改修業務委託料の計上、防犯カメラ設置工事の計上、水道料金減免に係る負担金の計上、税収入払戻金の計上、シビックセンター改修工事関連経費の財源更正であ

ります。

第3款 民生費で、町社協補助金の計上、障害者相談支援業務補償金の計上、前年度の事務費確定に伴う国庫支出金精算返還金の計上、低所得者保険料軽減繰出金（精算分）の計上、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費分）の計上、国民年金システム改修業務委託料の計上であります。

第10款 教育費で、町立小学校給食費助成金の計上、町立中学校給食費助成金の計上であります。

次に、地方債の補正につきましては、庁舎等整備事業債において限度額を7,940万円に変更するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ただいま町長のほうから、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について趣旨説明がありましたが、この中で、物価高騰対策ということで学校の給食費の助成事業1,572万ですかね。これ一般財源から出されております。さきの一般質問でも、議員からこれは物価高騰対策ですか、公約ですかという確認がありました。町長のほうは物価高騰対策ですというふうにお答えになったかなと、こう記憶があります。

そこで、まず1点目、物価高騰が安定というか落ち着けば、この給食費の無償化というのは中止にされるのか。それと、公約にも掲げてたと思います。その分について、今回は物価高騰対策だということですが、公約としてはいつ実現されるのか。また、その財源をお示しいただければと思います。よろしくお願いします。町長に。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

今回、上程させていただきました補正予算で、学校給食費の補助は物価高騰対策でございます。そして、学校給食費の無償化の公約の部分につきましては、財政当局との相談も必要でございます。地方交付税等を私は考えてございます。

そういった財源についても、全体の当初予算を組むところとか、そういったところでも、どの財源というところは考えてまいりたいというふうに考えております。

それ以外にも、ほかございましたか。ご質問いろいろ、幾つかご質問していただいたので。

以上でございます。

3 番（北村 孝議員）

時期的に給食、この公約として訴えているこの給食費については、給食費の無償化についてはいつ頃の予定をされているのか。

町長（是枝 綾子町長）

すみません、議長。

議長（前川 和也議長）

はい。

町長（是枝 綾子町長）

時期につきましては、これも財政当局と相談の上ということではありますが、できるだけ早い時期に実施できるようにと努力してまいります。よろしくお願いいたします。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

時期的には、今回出されている予算で、3 学期ということで、新年度からやっていただけるのかなと、こういうふうに私は感じてます。というのは、給食費の無償化については我々も望むところでもあります。国のほうでも段階的にやっていくという申合せがありましたが、なかなか少数与党で、それも決めにくいような感じで進んでいってるような気がいたします。

財源については、町長、公約の財源については、地方交付税を活用したいというふうにおっしゃっておりますけども、町長は選挙のときにいろいろと、何回かの住民に訴えるチラシの中で、これまでも多くの議員がこの部分については心配もされていると思います。私も、6 月ですか、議会でちょっと触れさせていただきましたけども、町長は、財政調整基金、ため込んでいるというこのフレーズというか表現というか、非常にため込んでいたら悪いのかなというような気もしないでもないです。これを活用するように私は受け取っております。この部分については、財政調整基金には手をつけないのか。この部分についても一度答弁よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

財政調整基金の活用というのはしてまいりたいというふうに思っておりますが、まず税収等、地方交付税で充てていって、それで足りないという分につきましては、財政調整基金を取り崩すというふうに考えていくのが一般的ではないかと思っておりますので、取り崩すことをしませんがということではございません。やはり足らなければ取り崩さなければいけないというふうには考えております。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

これで終わります。

私は、その財政調整基金云々については、まず財政調整基金に手をつけるのかなというふうに感じておりましたので、確認させていただいた次第です。町長、どうもここへ来ていろんなことが、議員の質問に対しても、かなり表現といいますかが変わってきてるように私、感じております。

本会議の一般質問の中で、議員からも、うそではないかと、うそをついているのではないかというような質問もありましたけども、うそも方便ということもありますし、私らそこはうまく言葉遊びにならないように、言葉、私自身はずるいやり方だなというようにも感じておりますので、しっかりとその辺は議員の理解も要りますので、議会の理解も要りますので、まず住民のお声もしっかりお聞きになって進めていっていただければと思いますので、かなり態度が柔軟になってきてる、柔軟になったというよりも、何かごまかされてるというような感じも受けないこともないので、それはしっかり気持ち、心の中に留めていただいて、しっかり公約に基づいて進めていっていただきたいと思います。

私は、全てそれを賛成するとは、賛成も反対もというところを、今のところは施策が、制度が提案されれば判断いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

これは答弁を求めますか。

3 番（北村 孝議員）

町長さんに。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

財政調整基金を取り崩す、これはかなり議員の皆様方の中でもお考えが様々あるかと思います。議会の皆様のご理解が得られるような財源の使い方ということも、これも1つの考え方で、必要であろうかと考えております。ですので、全て全部が最初から財政調整基金を最初から取り崩しますということではなく、全体の財政の中で考えて、そして足らなければ財政調整基金を取り崩していくというのが、一般的な当たり前の合理的な普通の考え方ではないかというふうに思っております。

また、昨日の一般質問で、議員の皆様がお考えになられることということは、やはりそれはきちっと受け止めて、町政運営にも生かしてまいりたいというふうにも考えております。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

他に、ご質疑はどうでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第46号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第8、議案第47号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第47号、令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、774万円の追加で、これを補正することにより予算総額は17億8,537万9,000円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、国保制度関係事務事業費補助金759万円の計上、第5款 財産収入で、国民健康保険事業財政調整基金利子15万円の計上であ

ります。

歳出につきましては、第1款 総務費で、国民健康保険システム改修委託料759万円の計上、第5款 基金積立金で、国民健康保険事業財政調整基金積立金15万円の計上があります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第47号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第9、議案第48号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第48号、令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2,208万7,000円の追加で、これを補正することにより予算総額は18億2,544万4,000円となります。

歳入につきましては、第6款 財産収入で、介護給付費準備基金に係る預金利子、第7款 繰入金で、前年度の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う負担金、第8款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。

歳出につきましては、第4款 基金積立金で介護給付費準備基金積立金、第6款 諸支出金で、前年度の介護給付費、地域支援事業費及び事務費等の確定に伴う国庫支出金等の精算分の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第４８号 令和７年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、会議規則第３９条第１項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第１０ 議案第４９号 令和７年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第４９号、令和７年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、３３３万３，０００円の追加で、これを補正することにより、予算総額は５億７，３６２万４，０００円となります。

歳入につきましては、第３款 繰入金で、事務費繰入金３３３万３，０００円の計上があります。

歳出につきましては、第１款 総務費で、後期高齢者医療システム改修委託料３３３万３，０００円の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第４９号 令和７年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、会議規則第３９条第１項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第１１、議案第５０号 令和７年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第５０号、令和７年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、下水道事業収益について３８０万６，０００円を追加することにより、下水道事業収益予算総額は８億８，０１５万２，０００円、下水道事業費用について７６０万６，０００円を追加することにより、下水道事業費用予算総額は８億５，９４７万７，０００円となります。

収入につきましては、下水道事業収益中、営業外収益で大規模下水道管路特別重点調査事業に係る国庫補助金の計上であります。

次に、支出につきましては、下水道事業費用中、営業費用で大規模下水道管路特別重点調査事業に係る委託料の計上であります。

企業債につきましては、大規模下水道管路特別重点調査事業に係る企業債の発行予定額の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ないですか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第５０号 令和７年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第１号）については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第１２、認定第１号 令和６年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに日程第１３、認定第２号 令和６年度忠岡町下水道事業決算認定につい

て、以上２件を一括して議題といたします。

これより各決算認定に関する提案理由の説明を求めます。

まず、認定第１号 令和６年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、概要説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

認定第１号、令和６年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明申し上げます。本件は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額７８億７６３万１，２３０円、歳出決算額７６億３５９万２，２６６円、差引き２億４０３万８，９６４円は令和７年度へ繰越しをいたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入決算額１７億４，４３８万５，２４６円、歳出決算額１７億４，２７８万２，３３７円、差引き１６０万２，９０９円は、令和７年度へ繰越しをいたしました。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額１７億４，８３２万７，５４５円、歳出決算額１７億２，６９４万９，５９９円、差引き２，１３７万７，９４６円は、令和７年度へ繰越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額５億７，８２２万５，０２０円、歳出決算額５億７，０５１万３，６２９円、差引き７７１万１，３９１円は、令和７年度へ繰越しをいたしました。

以上、各会計別決算額を申し上げますが、内容につきましては、事項別明細により審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

次に、認定第２号 令和６年度忠岡町下水道事業決算認定について、概要の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

認定第２号、令和６年度忠岡町下水道事業決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

す。本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

収益的収支につきましては、収入では、下水道事業収益8億136万7,457円、支出では、下水道事業費用7億1,186万2,287円となり、収支差引き8,950万5,170円の純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入では、資本的収入4億7,890万円、支出では、資本的支出9億542万9,040円となり、繰越し財源を除き、収支差引き4億2,629万360円の収支不足であります。損益勘定留保資金等で措置しております。

以上、決算数値を申し上げましたが、内容審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案者の概要説明は、以上のとおりでございました。

お諮りいたします。

本件は、先例により、5名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、以上2件については5名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名をいたします。

これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、私から指名をいたします。

今奈良幸子議員・北村 孝議員・河野隆子議員・森野良一議員・尾崎孝子議員。

以上の5名を指名いたします。

この指名にご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、ただいま指名をいたしました5名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

また、私もオブザーバーとして委員会に臨席をいたします。

本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。
議事の都合により暫時休憩といたします。
再開は１１時１０分といたします。

（「午前１０時４３分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前１１時１０分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

ご報告いたします。委員会条例第７条第２項の規定により、決算審査特別委員会の正・副委員長を決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長には、尾崎孝子議員、副委員長は、河野隆子議員。

以上であります。

議長（前川 和也議長）

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は９月３０日１０時から開きます。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

（「午前１１時１１分」散会）